

衆議院議員選挙立候補予定者のみなさま

離婚後の共同親権アンケートのお願い

衆議院選挙をまじかにひかえ、お忙しい日々をお送りのことと思います。
私たちは離婚・別居によって子どもと会えなくなっている親のグループです。

この度、衆議院議員選挙にともない、離婚・別居によって子どもと会えなくなっている親子についての法整備について問う候補者アンケートを、東京都内の全選挙区の候補者に行なっています。

民法には、離婚・別居後の親子の交流（面会交流）の規定が明文化されておらず、裁判所の決定も親権のない親への面会交流に消極的で実効性のあるものといえません。また、離別後の親子の交流を促す行政支援も行なわれていません。その結果、毎年10数万組を超える親子が別居・離婚を契機に会えなくなっています。

海外では、親の離婚後も子育てに双方の親がかかわれるように、共同親権・共同子育てが可能な法整備がなされています（G7諸国のうち、離婚後親権が一方の親のみに行く単独親権制度は日本のみ）。日本は国際離婚をめぐる紛争の解決ルールを定めた「国際的な子の奪取の民事面に関するハーグ条約」をG7諸国のうち唯一批准していないため、今年5月には批准を求めて日米仏加4カ国が共同声明を上げました。

私たちは、この現状を踏まえた上で「親どうしが別れても、親子が親子であるため」の法整備を求めています。ご協力をお願いします。

*アンケートへの回答結果は、共同親権運動ネットワークほか賛同団体のHPで公表いたします。

また、回答のない場合も、「回答なし」として公表いたします。

以下の問いに該当するものを選択をお願いします。ご回答は下記へ8月13日までFAXにてご送付ください。

【お名前】

【ご所属】（政党・団体）：

【選挙区】（連絡先）

Q1 離婚・別居後に、法の不備により、裁判所の手続きを経たとしても、多くの親子が会えなくなっている現実を知っていますか。

知っている 知らない

Q2 離婚・別居後に親子交流を促進するための法整備は必要だと思いますか。

そう思う そうは思わない わからない

Q3 日本も離婚後の共同親権・共同子育てに向けた法整備を行うことに賛成ですか。

賛成 反対 わからない

Q4 日本も「ハーグ条約」を批准し、国際離婚をめぐる紛争の解決に取り組むことに賛成ですか。

賛成 反対 わからない

ご回答いただきありがとうございました。送付先は以下にファックスにてお願いします。

締め切りは 8月13日（木）とさせていただきます。

TEL・FAX 042-573-4010

共同親権運動ネットワーク 担当者 宗像 充

〒186-0004 東京都国立市中3-11-6スペースF気付 kyodosinken-owner@yahogroups.jp